

令和6年度第1回福島県環境審議会に係る質問・意見等について

No.	資料番号、頁	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
1	資料2、2頁	<p>基金積み立ては、この5年間で4億円超も減少し、令和6年度当初は2億8000万円しか残っていません。このままでは数年で底をつくように思われますが、今後の見通しと対応をどのように考えていますか。</p>	<p>産業廃棄物税は、課税による産業廃棄物の排出抑制や再生利用の促進を大きな目的としており、税の減収は課税による一定の効果と捉えております。</p> <p>一方、産業廃棄物税基金を充当する事業費は、事業規模の増加などにより増加傾向にあり、令和2年度以降、基金積立額を充当事業費が上回っております。</p> <p>この状況が継続すれば基金の枯渇が懸念されることから、令和5年度から各事業の内容を精査しております。</p> <p>引き続き、今後の税収の推移を見据えながら、基金残高との収支バランスを考慮し、効果的な事業費の運用を図ってまいります。</p>	角田委員	産業廃棄物課
2	資料2、7頁 資料2-2、5頁	<p>税を活用した事業の施行内容を見てみると、額として大きいのは「3 産業廃棄物の適正処理の推進」と「6 産業廃棄物に関する県民理解の促進」。6に関してもPCB廃棄物適正処理促進業務に多くが使われており、用途の大きな方向性としては適切と考える。</p> <p>一方で、アンケート結果を見ると、事業者は、「産業廃棄物の排出抑制」や「産業廃棄物の再生利用の推進」への税の活用に対する期待が大きい</p>	<p>「産業廃棄物の排出抑制」については、産業廃棄物の再生利用等を行うための施設整備や調査研究に対する支援を令和6年度も継続するとともに、AI、IoT等を活用して産業廃棄物の処理の高度化を図るため、新たにDX導入施設整備に対する支援を行う予定でございます。</p> <p>今後、基金残高との収支バランスを考慮し、継続的に各事業の内容を精査することで、効果的な事業費の運用を図ってまいります。</p>	飯島委員	産業廃棄物課

No.	資料番号、頁	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
		<p>にもかかわらず、これらに対する施策が極めて限られているように見受けられるが、事業者の排出抑制や再生利用を推進する施策にさらに力を入れるべきではないか。また、事業者の産業廃棄物税に対する理解が進んでいないようだが、事業者に対する理解促進施策は適切に行われているか。</p>	<p>また、事業者に対する産業廃棄物税の理解促進施策について、アンケート調査の結果を踏まえ、理解促進に関する事業の実施が可能か、今後検討してまいります。</p>		
3	資料2、7頁	<p>地球温暖化対策、猪苗代湖関連事業などは、直接は産業廃棄物の排出抑制や減量化につながるものではないと考えるが、これらに産業廃棄物税を投入する理由は何か。</p>	<p>地球温暖化対策について、当事業は、県内の事業所等がゼロカーボン宣言を行うことにより、地球温暖化対策の取組の一環として、産業廃棄物を始めとしたごみ分別やリサイクルなどの循環型社会の形成に向けた取組等を進める事業でございます。各事業者における省エネルギー・産業廃棄物発生への取り組みを促進させるものであり、これにより産業廃棄物の抑制等について間接的効果が期待できるとして、基金を充当しております。</p> <p>猪苗代湖関連事業について、当事業は、湖岸清掃等に伴い不法投棄防止を啓発するとともに、ヒシ刈取船を運用することにより、回収した水生植物の資源化の検討、不法投棄防止パトロール等を行う事業でございます。猪苗代湖岸のごみ撤去により不法投棄を誘発する環境をなくすものであり、また、水生植物を活用して産業廃棄物等と併せた再生利用を図るものであるため、産業廃棄物リサイクルの推進に効果が期待できるとして、基金を充当しております。</p>	飯島委員	産業廃棄物課

No.	資料番号、頁	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
4	資料2-1	他県の状況を見ると、隣接する北関東（特に、アクセスが容易な栃木県と茨城県）では産業廃棄物税を徴収していないようだが、福島県からこれらの県への産業廃棄物の移動量はどの程度か。	県内の産業廃棄物処理業を対象とした産業廃棄物処理実績調査結果では、どこの都道府県であるかは特定できませんが、令和4年度は、約133万トンの産業廃棄物が県外へ搬出され、このうち、3万4千トンが最終処分場へ搬出されております。	飯島委員	産業廃棄物課
5	資料2-1、 資料4、3頁	課税の特例のうち、自社最終処分事業者への軽減措置は理解できる。一方、1万トンを超える重量を処分する特例納付事業者については、特定の納税者にあまりに高額な税負担が発生しているが、実際には最終処分を委託する排出事業者等から税を徴収する「特別徴収義務者」でしかなく、税を直接負担するわけではない。逆に、数少ない大規模最終処分事業者に、廃棄物が集中することとなり、特定の地域に産廃処分の負担を押し付けることにつながらないか。	特例納付事業者は、年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える排出事業者であり、「特別徴収義務者」ではないため、課税の特例が原因で他事業者からの廃棄物が特定地域に集中することは避けられていると考えております。	飯島委員	産業廃棄物課
6	資料3、3頁	産業廃棄物の排出量に対し、処分場の残り容量がどうなっているのかを教えてください。	令和4年度の産業廃棄物の排出処理状況調査結果では、令和5年3月31日時点の産業廃棄物最終処分場の残余容量は管理型、安定型を合わせて約343万立方メートルとなっております。	角田委員	産業廃棄物課
7	資料3、3頁	県内の最終処分場には県内から排出された産業廃棄物のみが持ち込まれていると理解してよろしいですか。	県外からも産業廃棄物は搬入されており、令和4年度の産業廃棄物の排出処理状況調査結果では、約7万8千トンが県外から県内の最終処分場に搬入されております。	角田委員	産業廃棄物課

No.	資料番号、頁	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
8	資料3、3頁	国内で廃プラスチック類が滞留しているとのことですが、(資料4、1ページでは「処理設備の一部補助」とありますが) 県内ではどのように対策を講じられていますか。	<p>県では、「産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備支援事業」として、産業廃棄物の排出事業者に対し、産業廃棄物の排出を抑制するための設備に補助を行っております。</p> <p>令和5年度には、医療品等を製造する事業所から排出する廃プラスチック類を圧縮し、再生利用を行う設備への支援を行いました。</p> <p>今年度も同事業の募集を開始しており、引き続き、産業廃棄物を排出抑制に向けた取組を推進してまいります。</p>	角田委員	産業廃棄物課
9	資料3、4頁	産業廃棄物の最終処分量の約半分を占めるのはばいじんで、最終処分量の変動をほぼ決めていると言っても過言ではない。ばいじん最終処分量の変動が大きい理由は何か。このばいじんのさらなる(あるいは安定的な)再利用に向けた施策が重要と考えるが、取り組み事例はあるか。	<p>県内のばいじんは、火力発電所から発生するものが多く、発電量は社会情勢や気候などにより変動することから、ばいじんの発生量も変動すること、また、ばいじんはセメント原料などの再生利用に向けた取組を進めている一方、再生利用できる量には限度があり、排出量が多くなると再生利用できないものが最終処分されております。</p>	飯島委員	産業廃棄物課
10	資料4 4頁(4)	併せ産廃で処理をされている市又は、広域市町村圏整備組合に立地されている企業は、産廃税を支払はなくていいのは、不公平感があります。(数量を把握するのは難しいのはわかりますが) 全体量の数%頂いても良いかと思えます。	<p>併せ産廃につきましては、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もございます。</p> <p>一方で、自治体において、廃棄物の受け入れ段階での産業廃棄物と一般廃棄物の区分等のために大幅な負担の増加が見込まれること(徴税コスト)、焼却や破碎処理後の最終処分量の把握が困難であること(課税手法)のほか、排出事業者の理解を得る必要があること、新たな負担を求めることの是非に関する課題が現在も継続しており、</p>	國分委員	産業廃棄物課

No.	資料番号、頁	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
			<p>これらの課題を解決することが重要であると考えております。</p> <p>また、地元事業者の廃棄物処理負担を軽減しようとする市町村の意図を妨げることにもなりかねないことから、引き続き、慎重な検討が必要と考えます。</p>		
11	資料4 5頁(2)	<p>産廃税は、処理施設が設置されている市町村にもなんらかの支援等があれば良い。</p> <p>処分場の必要性をご理解いただいているので、協力されている市町村にも少しでも貢献できればと思います。</p> <p>原発の使用済み核燃料の最終処分場候補地でも、交付金が支払われるので。</p>	<p>本県では、地域ぐるみで堆肥利用を行う取組、優良なリサイクル製品の地域利用を行うための取組について、市町村等を補助対象として事業を実施しており、併せて、中核市が行う産業廃棄物優良事業者への育成や不法投棄防止のための監視強化に関する取組について、交付金を交付しています。</p> <p>処理施設が設置されている市町村への支援について、事業の実施が可能か、今後検討してまいります。</p>	國分委員	産業廃棄物課